

第7回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成21年10月20日（火）午後3時00分～午後5時30分 田原市役所北庁舎302会議室

1. あいさつ

■会 長

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

2. 議 事

(1) 委員の異動（報告）

(2) 市民協働まちづくり事業補助金について

〔資料1〕各主体からの意見・提案（委員連絡票） ★当日配布

〔資料2〕補助事業採択団体からの意見・提案 ★当日配布

〔資料2-1〕補助見直しガイドライン ★当日配布

〔資料3〕市民協働まちづくり事業補助金（事務局原案）

〔資料3-1〕市民協働まちづくり採択事業一覧表 ★当日配布

〔資料4〕平成22年度まちづくり事業補助金募集要綱（案） ★当日配布

(3) 市民提案型協働事業について

〔資料5〕市民提案型の協働事業の進め方（案）

〔資料5-1〕市民活動団体・地域コミュニティ団体等への委託事業 ★当日配布

〔資料5-2〕各自治体における市民提案型協働事業の取組事例 ★当日配布

(4) 協働のまちづくりに関する意見・提案

〔資料6〕社会活動災害補償制度について

〔資料6-1〕社会活動災害補償制度チラシ ★当日配布

3. そ の 他

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

(平成21年10月20日現在)

番号	職名	委員氏名	役職等	備考
1	会長	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)
2	(副会長) 委員	おおば さとし 大羽 敏	田原市総代会長	2号委員 (市民活動団体)
3	委員	おの かずよし 小野 和良	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
4	委員	ふくい てつみ 福井 哲己	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
5	委員	わたらい としお 渡会 登汐	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
6	委員	いしかわ たくや 石川 卓哉	しみんのひろば運営委員長	2号委員 (市民活動団体)
7	委員	まの ひさかつ 真野 高功	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
8	委員	かわさき まさお 川崎 政夫	福江地区まちづくり会議会長	2号委員 (市民活動団体)
9	委員	さかい おさむ 酒井 修	田原市ボランティア連絡協議会理事	2号委員 (市民活動団体)
10	委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
11	委員	もりした しずこ 森下 静子	あつみ NPO ネットワーク会長	2号委員 (市民活動団体)
12	委員	わたなべ きよみ 渡辺 紀代美	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)
13	委員	ひらの しゅういち 平野 修一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
14	委員	ひこさか ゆうぞう 彦坂 雄三	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
15	委員	すぎうら ひろむ 杉浦 拡	田原市市民環境部長	4号委員 (市の機関)

※今回、各団体の役員改選に伴い、新たに1名（ゴシック）の委員が異動・就任しています。

【事務局】

市民環境部 市民協働課	課長	藤井正剛
	副主幹	鈴木嘉弘
	主任	渡會俊也・廣中有香・渡邊敏彦

まちづくり事業補助金 意見・提案 (委員連絡表)

連絡表No.

委 員 名

連絡表1	福井 哲己	委員
連絡表2	渡会 登汐	委員
連絡表3	石川 卓哉	委員
連絡表4	大羽 敏	委員
連絡表5	川崎 政夫	委員
連絡表6	本多 智映子	委員
連絡表7	森下 静子	委員
連絡表8	彦坂 雄三	委員

委員連絡票 1

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月 9日	氏 名	福井 哲己
＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。 同一年度内に行なう事業は、同様のことを何度行なっても、それは1つの事業と考えるべきと思います。			
＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。 現段階では、このままでよいと思う。			
＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。 交付決定時に半額、報告会后に精算払いとしてはどうか。			
＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。 このままでよいと思う。応募件数が増えれば自然に点数の低い事業は排除されていくと思う。			
＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。 事業の募集を上半期と下半期の2回に分けてはどうか。			
添付資料（ 枚）			

委員連絡票 2

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月13日	氏 名	渡会 登汐
＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。 補助制度については、各団体において同年度事業計画を立て申請するもので、2回以上とかどうのではなく年間事業計画の立案により、適切か事業効率がどうなのか内容により決定することであり、その場の回数ではなく、同年度事業計画により補助金対象でいかなるか。 ＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。 早い段階で募集をかけ、3月に公開審査を行い結果通知。4月1日に交付決定を行うことが可能ならば4月からの事業が補助対象となる。 ＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。 基本的に補助金の交付については概算払いではなく、年度事業計画書に基づくもので、その事業が完了したときに、事業完了報告書等を提出し、事業内容の確認を経て承認後、交付されるものであり。ただし、事業の内容により特別な場合もあり、選定が重要で必要かと思う（あまり細かくすると縛りが強くなり、これらの事業がうまくいかない場合があるので、なるべく簡素化した内容にすべきかと）。 ＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。 各種団体により事業内容が異なり、規定点数のみの件については、不可能な審査団体もある。平均点2.5点未満でのみの判断はいかなるものか。未来への内容についてソフト的な事業団体への規定点数だけでの選考では、不備が多いのではないか。 ＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。 まちづくり事業補助金について多くの団体より申請書提出があるが、いつまでも補助金を出すべきでなく、人にやさしいまちづくりをし、今後、田原市としてこの団体事業所（類似性のもも多くあり、分類別にまとめて）について、恒久的に支援していかなければならないものについては、今後、田原市の委託事業としていくのか。そのときに田原市は旧渥美・田原の2箇所に設け、効率化と事業内容のより進展を図り、双方協議の場を設け、議論を出し、より向上に努めさせる。			
添付資料（ 枚）			

委員連絡票 3

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月 9日	氏 名	石川 卓哉
＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。 同一事業の場合は認めない。認めたら20万円上限の意味が無くなる。認めるのであれば上限という考え方は止めたほうがいい。 事業内容が別の場合はそれぞれの事業を別に申請し、審査に通ればそれぞれ上限20万円で補助する。但し、同一団体が複数応募する場合は、評価は事業の必要性などの点で厳しくなる。つまり2つ目の申請は通りづらい状況をつくる。 ＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。 交付決定前に実施した経費も対象経費に入れることができるようにするとよい。4月からの事業を対象にできるのが理想。可能であれば2月締め切り、3月審査、4月交付決定。財務処理ができるかどうか次第。 ＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。 概算払いを認めない理由が明確でない場合、概算払いをすることを検討すべき。事業不実行になった場合は返金をすればいい。但し、概算払いを要求する様式は細かな計画表を必要とする。報告会后と決めるのであれば、それはそれで良い。 ＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。 ボーダーラインは必要。予算があるからどの事業に配る、では市民団体が育たない。予算が残れば来年度に繰り越す仕組みを作ればよい。審査は厳しく、審査が通れば使いやすい補助金がもらえる、がベスト。 ＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。 補助金を出す目的があいまい。どのような団体に向けて、どういう活動に対して、なぜ補助を出すのか、を決めておいた方がいい。「しみのひろば」はまちづくり事業補助金でやった方がいい。行政職員が積極的に補助事業へ参加できる仕組みや呼びかけをつくってはどうか。まちづくり事業補助金は今後も薄く広く補助する形で進む方向だと思うが、それだけではなく、協働まちづくりの企画として、行政と市民団体が協働で企画をつくり、市へ予算請求できるような仕組みができるといい。まちづくり補助金は行政と協働ができるような市民団体が現れるためのステップになるといい。			
添付資料（ 枚）			

委員連絡票 4

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月13日	氏 名	大羽 敏
-------	-------------	-----	------

<確認事項1> 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。
上限20万円とすべきと思う。

<確認事項2> 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。
組織の新体制、運営方針が固まる4月以降で、できるだけ早く時期に手続きできるようにすれば良いと思う。

<確認事項3> この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。
実績報告が出て、内容が確認できれば支払って良いと思う。

<確認事項4> 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。
審査項目で、補助対象とすべきでない「0点」、補助対象として疑問がある「1点」なので、全審査員平均点が1点台（2点未満）のものは不採択とすべきと思う。

<その他> まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。
地域住民に信頼されるような地道な活動に光を当てるようなことができないか。

■取組状況の報告
 ・自治会や校区コミュニティ協議会の運営体制・活動のあり方を改善するため、10月6日、総代会の専門組織として、学識経験者、校区総代、自治会長経験者、市の職員で構成する「地域コミュニティ研究会」を発足し、平成22年度末までに、改善方策等を取りまとめる予定。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 5

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年 9月30日	氏 名	川崎 政夫
-------	-------------	-----	-------

＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。

確認事項のような活動は、申請時にシリーズの活動として複数回事業を申請することにより解決されると思う。

＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。

事務局の見解に賛成。3月に募集、4月初旬に応募締切、4月中旬に公開審査、5月に交付決定・事業実施のスケジュール。

＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。

事業報告会を年2回開催し、事業完了した団体は「実施報告会」となり、まだ未完了の団体は「中間報告会」となる。完了団体には早めに支払いができるようになるのではないかな。

＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。

将来、応募団体数が増えた場合には必要かもしれないが、それまでは現状で。

＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。

既に「地縁団体」として公認している自治会は、認定団体としての申請がなくとも認めてよいのではないかな。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 6

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月 6日	氏 名	本多 智映子
-------	-------------	-----	--------

＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。

認めない。同一年度、一事業とはっきりと記した方がよい。

＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。

可能であるならば、4月にはスタートできるとよいと思う。

＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。

事業報告会を経たのちでよいのでは。

＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。

ボーダーラインは決めた方がよい。

＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。

まちづくり事業補助金を受ける団体が、もっと幅広く多くの団体が参入できるよう、何らかの手段が必要ではないかと思う。

添付資料（ 枚）

委員連絡票 7

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月 9日	氏 名	森下 静子
＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。 内容に応じて必要。例えば同一年度に複数回行なうことが有用であり、まちづくりにとってまたとないチャンスとして貴重である場合。			
＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。 工夫が必要だが、4月から3月までの事業を対象として考えていく方向で検討したい。			
＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。 概算払いが好ましいが、少なくとも完了した事業については、実績報告書の書類審査が適正な場合は支払いを行なっていくことが必要。			
＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。 田原市の市民活動の今の段階では応募したい団体を多くして経験と実力を付けていくことを重視したい。ハードルをあげることは問題。			
＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。 総じて、目的は市民活動を発展していきたいということがあるので、行政が監視する側、評価する側として機能するのではなくて、活動するに当たって不足があったら一緒に考え行動していったほしい。確認事項すべてにおいてそのような前向きな観点で検討していきたい。そのためにはこの会議、市民協働課、田原市行政の意識を高めて成熟させていくことが大変重要であり試されるところかと思われる。意欲を持って 全くの無報酬で(ほとんどが)時間と能力とエネルギーを地域のために還元している市民活動団体に対して肯定的に考慮していくことができるかどうかは 田原市にとって大きなプラスを生かすか失うかということである。			
添付資料（ 枚）			

委員連絡票 8

○まちづくり事業補助金 制度改善のための確認事項への意見・提案

送付年月日	平成21年10月13日	氏 名	彦坂 雄三
-------	-------------	-----	-------

＜確認事項1＞ 同じ団体が、同一年度に同様の事業をシリーズのように2回以上開催した場合、それぞれの事業を補助対象とし、補助金の上限20万円を2回の40万円の補助を認めるか。

同じ団体が同様の事業を行ない、一事業で20万円、もう一方で20万円ということになると、上限の意味がなくなるのではないかと思う。

＜確認事項2＞ 補助対象事業の開始が6月（交付決定）からとなっているが、それまでの活動を対象とするように、補助金のスケジュールを変更することはできないか。

1月や2月に公募をしたときに、どれだけの団体が翌年度の事業が確定しているのか疑問が残る。なるべく長い期間を補助対象とすべきと考えるが、3月に公募を行い、4月に審査、4月下旬から5月上旬にかけて交付決定というスケジュールでよいのではないか。

＜確認事項3＞ この補助金は概算払いを認めていないが、7月に事業が完了し8月に実績報告を提出した場合でも、3月に予定される事業報告会を経てからの交付になってもよいのか。

概算払いは、事業の中断や経費が補助対象外と判断された際、市としても困ると思う。成果報告会前の支払いについては、実績報告が出て、内容が適切できれば支払うべきだと思う。

＜確認事項4＞ 公開審査（採点）の結果で、平均点2.5点未満のものは不採択とするなど、規定点数（ボーダーライン）が必要ではないか。

規定点数は必要だと感じる。基金の利子を充てているといっても、あくまでも市民のみなさんの税金から。市民の皆さんの理解が得られるような事業でなければならない。

＜その他＞ まちづくり事業補助金の改善に向けた、意見・提案。

今年度、12事業の応募があった。審査員もやらせてもらったが、皆さん一生懸命取り組んでいると感じた。今後も今年度並みの応募件数があればよいと感じる。少し残念なことは、コミュニティ団体からの応募がなかった。地域ぐるみで計画を練って自分たちの地域を盛り上げようとする事業があると嬉しい。

添付資料（ 枚）

市民協働まちづくり事業補助金 採択団体からの意見・提案

平成21年度募集要綱より

1. 対象となる事業及び事業の分野

- (1) 「市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業」 (団体 A)
⇒「市内で実施される事業で会員以外の市民に対して実施される事業」

2. 対象外となる事業

- (5) 参加費等で十分運営可能な事業 ⇒削除 (団体 A)
(8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業 ⇒削除 (団体 A)
(11) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業 (団体 A)
⇒過去に5回実施した事業、又は累計補助金額が50万円を超える事業
(12) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業 ⇒削除 (団体 A)

3. 応募団体の要件

- 「定款・規約がある団体」「3年を超える活動実績がある団体」を追加。 (団体 A)
※3年以下の活動実績の団体用に小規模事業助成金を新設する。

4. 応募できない団体

- (5) 「過去5年間、同じ構成員で3回補助を受けている団体、または、」 (団体 A)
⇒「過去に5回、事業補助金の交付を受け、累計補助金額が50万円に達した団体、または」

5. 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

- 食糧費の対象を「事業実施に必要不可欠な会員の食事代や講師の昼食代等」とする。
備品購入費を「3万円以下」から「1万円以下」とする。 (団体 A)

6. 補助金交付額及び交付回数の限度等

- (1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1 (団体 A)
⇒補助対象経費が25万円以下の場合……………補助対象経費5分の4(上限20万円)
補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円
⇒補助対象経費が25万円を超える場合……………20万円

・本年度「補助率2分の1」となっており、団体は事業費を倍額用意しなければならない。補助金の交付が年度末となり、年会費をほとんど集めていない団体にとっては辛い。助成金額が小額であっても100%補助がありがたい。それも交付決定時の支払いが望ましい。実績報告時に精算をして補助対象外と判断された場合は返金するようにすればよい。(団体 B)

- (4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。 (団体 A)
⇒複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長5回までとなります。とする。

7. 選考方法

(2) 公開審査 (団体 A)

市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による審査

⇒市民協働まちづくり会議から選出する3名と外部審査員2名の計5名の審査会委員

公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点をつけた場合、

⇒公益性、必要性及び実現の可能性の項目が、審査員の一人でも0点をつけた場合、

8. 活動成果の報告会

●日程について (団体 A)

報告会の日程を早い段階で決定してほしい。

9. その他

●スケジュールについて

・公開プレゼンテーションによる審査 ⇒日程を事前に決定する。 (団体 A)

・事業報告会 (3月上旬) ⇒日程を事前に決定する。 (団体 A)

・事業の実施 ⇒活動は年度当初から始まっていることを考えると、できるだけ早く募集をし、決定したら年度当初まで遡り助成対象としてくれるとよい。 (団体 B)

●補助金の種類

・補助制度の新設 (団体 A)

【小規模事業補助金制度】

補助額 : 3万円(補助率 100%・前払い)

対象団体: 設立3年未満 2回限り

【NPO 法人ステップアップ補助金制度】

補助額 : 10万円(100%)

対象団体: 特定非営利活動法人 1回/団体

・現行は「事業費補助」となっているが、年間を通して断続的に活動をしている団体については、それに伴う紙代や広報費などは明確に区別できず、一つ二つの行事を助成対象とすることは難しい。年間の活動を進める団体に対する「団体補助(運営費補助)」としてもらえるとよい。 (団体 B)

●制度の周知 (団体 B)

・基本的には広報たはら、市ホームページにおける周知と思うが、「どすこいネット」に登録している団体にはメール等にて通知すれば、もっと意識が高まるのではないか。

補助金見直しガイドライン

平成 19 年 3 月
総務部行政改革推進室
財 務 部 財 政 課

第 1 見直しの経緯

1 現状

補助金の見直しについては、毎年予算編成時にその必要性等を精査しているところですが、公益性の捉え方、行政との役割分担、補助率の考え方等がまちまちであることから、市として統一された補助制度となっていないため、その実効性が十分機能されたものになっていません。

また、補助金交付が 10 年以上の長期にわたっているものが 4 割以上を占め、既得権化し、補助団体の自立を阻害しているものも見受けられます。

《参考 1：平成 18 年度当初予算における補助金の件数・金額》

一般会計	135 件	2,293,240 千円
公共下水道事業特別会計	2 件	2,861 千円
農業集落排水事業特別会計	2 件	1,954 千円
合 計	139 件	2,298,055 千円

《参考 2：平成 19 年度当初予算における補助金の件数・金額》

一般会計	130 件	2,962,743 千円	(対 18 年度予算)
公共下水道事業特別会計	2 件	2,926 千円	(+669,503 千円)
農業集落排水事業特別会計	2 件	1,840 千円	(+65 千円)
合 計	134 件	2,967,509 千円	(-114 千円)

2 行政改革への取り組み

本市は、平成 15 年 8 月、平成 17 年 10 月と 2 度の合併を契機として、行政の効率的な運営と質的向上を図るため、田原市行政改革推進委員会における答申を踏まえ、平成 18 年 3 月に行政改革大綱を策定し、改革を進めているところです。

このうち、補助金の整理・合理化については、平成 20 年度までに行うこととしており、本ガイドラインは、その一環をなすものです。

《田原市の行政改革推進に関する答申（平成 18 年 2 月 9 日：抄）》

6 財源の適正配分と受益者負担の導入

(1) 補助金の整理合理化

補助金の交付に際しては、事業の必要性及びその効果を十分見極める必要があることから、すべての補助金に対し、見直しを進めるべきである。

なお、見直しに当たっては、次の点に配慮すること。

- ① 交付年限を明らかにすること。継続の必要がある補助金については、交付年限の満了時ごとに十分な検討を行う必要があること。
- ② 事業報告書を十分精査する仕組みを設け、不適切な使途を見逃すことのないようにすること。
- ③ 補助金の創設には、既存の補助金の廃止を前提とした、いわゆる「スクラップアンドビルド」の考え方を徹底すること。

第 2 現行の補助金制度における課題

補助金交付にあたっては、田原市補助金交付要綱に基づき、それぞれ個別の補助金に関する要綱、要領を制定し、申請、実績報告などの事務手続きを行うこととしていますが、補助金の創設、廃止及び縮減する場合においては、これまで明確な基準となるものがなく、また、

予算査定等の中では、時間的な制約のため十分な検討がされにくいのが現状です。

一方、一度予算化されると、補助対象事業(実績)の効果測定を行わないまま、長年にわたり継続して交付される事例や不適切な経費が含まれる場合も見受けられます。

補助金の財源は、広く市民からの税金等で賄われていることから、市として今後、より効率的な執行や経済社会情勢に合致しない補助金の廃止等に留意していく必要があります。

以上のことを踏まえ、これまでの補助金制度に関しての問題点や課題を整理すると次のとおりです。

- 1 定額(率)補助が長期化・既得権化しているものが多く、経済社会情勢が変化するなかにあって公平性が失われつつあること。
- 2 補助対象団体において補助金依存体質が高まり、会費徴収などの自助努力が希薄化しているものがあること。
- 3 補助対象団体に多額の繰越金や剰余金が認められる事例があること。
- 4 行政側において、補助金の交付をもって事業目的が達成されたとして、補助金の使途が真に目的にかなっているかの確認がおろそかになりがちであること。
- 5 行政側が補助対象団体の事務局を長期にわたり担っていること。

第3 補助金見直し方針

1 見直しの視点

補助金はその時々 of 公益上の必要から創設されましたが、昨今の経済社会情勢の変化の中で、その必要性の度合いも変化しています。このため、補助金を引き続き交付していくことについて、その必要性や公益性を再評価し、定期的な見直しを行う仕組みが必要となっています。

これらにより、恒常的に交付している補助金、すでに目的を達成している補助金、縮小・廃止・統合等が可能な補助金等について見直しを進めることで、厳しい財政状況の中で限られた財源の有効活用を図っていくこととします。

また、事業内容について、公益性の度合い、市民ニーズへの適合、さらに使途の適切性の観点から、補助内容等全般にわたる見直しを行うことにより、単に補助金の削減だけでなく、適正でより効果的な補助制度としていきます。

2 見直しにあたっての重点項目

(1) 事業費補助金への移行

補助金は、本来事業費を対象に交付されるべきであり、事業費補助を原則とした見直しを行います。

したがって、団体運営費補助金は、補助対象範囲を明確にしたうえで、事業費補助金化を図ることとします。

ただし、「市民協働」に向けたパートナー育成の観点から、団体の設立時などの初期段階において、運営基盤が脆弱である場合については、団体運営費補助金を交付するものとします。

なお、事業費補助金、団体運営費補助のいずれにおいても、交付にあたっては、真に行政による資金的支援が必要かどうか判断していくものとします。

(2) 補助率の上限の設定

補助金は、補助対象事業の公益性に着目して、市が事業実施主体に対し補完的に交付するものであることから、補助率は真に止むを得ない場合を除き2分の1を上限とします。

(3) 終期の設定

補助金の交付が長期間にわたる場合、既得権化等の様々な課題が生じてきます。そのため、見直しを適宜行い、また、その弊害を防ぐために終期を設定する必要があります。

したがって、新たに補助金を交付する場合には、必ず終期を設定するものとし、原則として3年以内とします。

なお、3年経過後も継続して補助金交付の必要が認められる場合に対処するため、その継続・廃止等見直しのための判断基準を定めることとします。

(4) 実績報告書等における確認

実績報告書(実績報告書に添付される事業実績書、収支計算書その他事業の実施に関する資料を含む。)の審査にあたっては、次の点について確認し、若しくは、明らかにしたうえで、必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うとともに、当該実績報告書は、補助金の額の確定時に財政課の合議を経るものとします。

- ① 事業の進捗(完了)状況
- ② 事業効果(当該事務事業における成果の達成度)
- ③ 使途の妥当性
(確認を要する経費の例)
 - ・ 慶弔費
 - ・ 食糧費の内容
 - ・ 視察旅行
 - ・ その他公金を原資とするには不相当とされるもの
- ④ 決算剰余金(翌年度繰越金)
- ⑤ 会費・協賛金の徴収の有無及び補助対象団体の収入に占める割合

3 補助金の見直しに関する基準

本市における補助金制度のあるべき姿を具体化していくための基準を次のとおり定めます。

なお、この基準は、事務事業評価における評価の基準として反映させるとともに、予算要求時(担当課)及び予算査定時(財政課)における判断資料として活用するものとします。

(1) 補助金見直し基準(交付後3年を経過した補助金の継続判断基準)【別表1】

補助金の交付にあたって終期を3年としましたが、引き続き補助金を交付することが適当な場合等も想定されることから、【別表1】により3年ごとの予算要求時に見直しを行い、補助金の継続、廃止等を判断するものとします(ガイドライン策定後の最初の見直しは、平成20年度予算に係る全ての補助金を対象とし、以後3年ごとに見直すものとします。)。

なお、随時の見直しを否定するものではありません。

(2) 補助金審査基準【別表2】

地方公共団体は、公益上必要がある場合において補助することができるとされています(地方自治法第232条の2)。この場合における公益上必要があるかどうかの判断は、客観的に行われ、かつ、十分な妥当性を持ったものでなければなりません。

このため、【別表2】により毎年度、補助金交付(審査)時に担当課によるチェックを行い、随時の見直しに資するものとします。

【別表 1】補助金見直し基準（交付後 3 年経過した補助金に関する判断基準）

対 応	補 助 金 に 対 す る 評 価 等	見直しの手法等
継 続	①法令等により実施が義務付けられている	①補助対象経費の精査
	②国・県補助金対象事業のうち、市の負担が義務付けられている	①補助対象経費の精査 ②国・県補助制度の廃止時に市補助制度を廃止
	③他市町との協議により、市の負担額が決定しているもの	①補助対象経費の精査
	④【別表 2】補助金審査基準に適合しており、かつ、引き続き補助の必要があるもの	①補助対象経費の精査
廃 止 ・ 縮 小 等	①団体運営経費に対する補助に該当するもの	①補助対象経費の精査 ②事業費補助への転換
	②補助目的が達成されたもの	①廃止
	③経済社会情勢の変化により、事業効果が薄れたもの	①廃止 ②縮小
	④長期にわたる補助金のうち、事業目的が曖昧となり補助効果が乏しくなったもの	①廃止 ②縮小
	⑤【別表 2】補助金審査基準に適合しないもの	①廃止 ②縮小
費 目 変 更	①補助金としての支出になじまないもの	①補助対象経費の精査 ②委託費、報償費等への変更
統 廃 合	①補助の必要は認められるものの類似の補助等（委託等の支出を含む。）があるため、整理統合により一層効果があがるもの	①補助対象経費の精査

【別表 2】補助金審査基準

項目	視点	交 付 に あ た っ て の 審 査 基 準
判 断 指 針	妥 当 性	①補助対象事業は、次に該当するものであるか ・ 現在の社会情勢に適応している ・ 公益性が高い
	公 平 性	①補助対象事業は、次に該当するものであるか ・ 公金を充てることに市民の理解が得られている ・ 最終受益者が広範囲にわたる
	効 率 性	①補助金を交付することで、補助対象事業の効果増が期待できるか ・ 実際に効果が上がっているか ・ 効果増が期待できない程度の零細補助かどうか
	有 効 性	①補助金を交付することで、補助対象事業の目的は達成されるか ・ 補助金を交付しない場合、目的は達成されないか ・ すでに目的は達成されているか
補 助 対 象 経 費	対 象 事 業	①事業に対する補助金か ②団体運営補助は、設立当初の運営基盤が脆弱なために育成を図る必要があるものか ③補助対象経費に次の経費が含まれていないか ・ 慶弔費等交際費にかかるもの ・ 懇親会経費等食糧費にかかるもの ・ 事業と直接関連のない視察旅行にかかる経費 ④決算剰余金(翌年度繰越金)が過大でないか ⑤会費徴収・協賛金の受入等、事業運営にあたり自助努力をしているか
	補 助 単 価	①補助率は2分の1以下となっているか ※2分の1を超える場合、その理由が真に止むを得ない場合であり、市民の理解を得るものであるか
交 付 期 間	終 期	①単独補助金は、3年以内の終期を設定しているか 又は 設定したか ②国・県補助金の上乗せ補助であったもので、国・県の補助制度が終了していないか

市民協働まちづくり事業補助金 事務局原案

平成22年度募集要綱

1. 対象となる事業及び事業の分野 変更なし

【検討項目】 環境美化・清掃とった活動は、一般的かつ日常的なものであり、年次計画を要するこうした補助制度で支援するようなものではなく、清掃管理課（一般地域）や維持管理課（公管理の公園等）で支援制度の常設を検討すべきではないか。

【対応策】 市民が手軽に取り組める身近な市民活動として、環境美化・清掃分野において、業務委託やアダプトプログラムなど市民協働の仕組みづくりや、担い手に応じた支援策を再検討する。

2. 対象外となる事業 変更なし

交付要綱第2条5号及び7号関係

【検討項目】 活動の受益者が各個人である場合は、市民公益活動ではないものの、地域としての健康づくりや人材育成などといった面から社会貢献に資するという面を考えると、事業が参加者個人の利益を目的とするものか、社会貢献事業なのかの線引きは難しい。

【対応策】 書類受付時点で事務的に判断できないために、審査によってその度合いを評価する方法しかない。

交付要綱第2条3項8号関係

【検討項目】 その団体の活動のなかで、市からの補助金の有無は確認できるが、国・県や各種公益法人や民間企業等から補助金を受けていることの有無は、事務的に判断（把握）することができない。

【対応策】 市以外の補助金については、自己申告とならざるを得ない。

3. 応募団体の要件 変更なし

4. 応募できない団体 変更なし

5. 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

報償費（再確認）

	対象となる例	対象とならない例
募集要綱	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金 事業に必要な国家資格等の専門性を持った団体会員への謝礼金	記念品、手土産代等 本事業にかかる団体代表者への謝礼金
今年度の運用	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金

【理由】団体構成員の人件費という見方と区別することが困難。また国家資格等の専門性を持った団体構成員の定義が不明確で判断できないため。(法律により無償で実施するこのできないものは除く)

食糧費（再確認）

	対象となる例	対象とならない例
募集要綱	事業実施に必要な不可欠な食事代や講師等の昼食代等	団体構成員だけの食事代等（お茶菓子、ジュース代含む）
今年度の運用	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代

【理由】構成員への食事代は、賃金と同様の扱いになるとの見解から、スタッフへの食事代については補助対象外とすることで統一し明確化した。なお、事業準備のための会議等に無報酬で参加するスタッフのための茶菓子は補助対象とする。

交付要綱第 6 条

【検討項目】 補助対象外の活動や経費がある場合に、補助対象となる事業内容（事業計画書及び収支予算書）を記載した交付申請だけでは、活動の全体像が見えない場合がある。

【対応策】 補助対象外の活動や経費を記載できる様式に改め、活動全体が把握できるようにする。

6. 補助金交付額及び交付回数の限度等 変更なし

交付要綱第 5 条 2 項関係

【検討項目】 「補助対象事業によって生じる収入の合計額が補助対象経費総額を上回らないこととする。」という記述は意味が取りにくい。

【対応策】 「補助対象事業によって生ずる収入と補助金が補助対象事業費を上回る場合は、その超過分を補助金額から減額する」に変更する。

7. 選考方法 確認事項④参照

8. 活動成果の報告会 変更なし

9. その他

確認事項① 同じ団体の同一年度に同様の事業をシリーズのように複数回開催した場合

事務局原案 認めない。今年度についても「特定非営利活動法人うたた」及び「アートコロボ・芸術は君のもの！実行委員会」の応募事業について、同一団体と見なされる団体の連合組織であり、同一事業の一環として行なう事業とみなし、それぞれの応募事業を 1 事業とみなし補助額は 20 万円を上限とした。同一団体（同一団体と見なされる団体の連合組織を含む）が同種の事業（同一事業の一環として行なう事業を含む）を別に申請した事業については、複数の事業に対して補助額は 20 万円を上限とする。

確認事項② 補助金のスケジュールについて

事務局原案 応募の時期を3月中とし4月中旬に公開審査を行い、5月上旬に交付決定する。補助対象事業は5月の交付決定の日から2月末までに完了する事業とする。応募書類を作成する時期（1月～2月）に、来年度事業をどこまで確定できるのか？団体によっては、4月に組織体制や実施体制が変更されるなど、事業実施の確実性が担保されるか不安な面がある。そうした面を考えると公開審査は、4月以降の新体制で行うことで事業実施の確実性を確認する方が良いと考える。

確認事項③ 補助金の概算払い、実績報告書の提出による補助金の交付について

事務局原案 概算払いは行なわない。概算払いの取扱いについては、実施団体の資金運営は弱く、仮に事前交付した資金を使い切ったが、事業を中止した場合や実績報告において補助経費として認められなかった場合において、返還することは困難であるとともに、任意団体であれば返還責任の履行が担保されない場合も想定されるため。なお、早い段階で事業が完了し実績報告の提出があり、書類審査を行い適正であった場合は支払いを行なうこととするが、3月に開催する成果報告会への出席は必須とする。成果報告会に出席しない団体については補助金の返還をさせることができることとする。

確認事項④ 公開審査に規定点数（ボーダーライン）の採用について

事務局原案 規定点数として「平均点20点（50点満点）を越えることを要する。」とする。要綱に定めている審査点数の「0点は、補助対象とすべきでない」、「1点は、補助対象として疑問がある」というものであり、複数の審査員のなかで一人が公益性・必要性に0点を付けることが補助対象外の条件となっているが、複数人が公開審査中に疑問持ったままでも採択される状況となっている。また、0点をつけるのは特別な問題のある案件に限られ、事務局の書類審査、各事業担当課の意見を聞いた上で0点を付けられるような活動は考えにくい。市民から疑問視されるような事業は採択しないこととする。

確認事項⑤ 平成22年度まちづくり事業補助金の予算について

事務局原案 今年度の予算額260万円。13件の応募を見込み、12件の応募があり交付決定金額が173万7千円となっている。今年度の実績を考慮し、10件（上限20万円）を見込み200万円とする。なお、補助事業の追加募集については、応募状況により検討する。

平成21年度田原市の市民協働まちづくり事業補助金採択事業一覧表

順位	団 体 名	代 表 者	事 業 名	補助金要望額	交付決定額	平均点
1	環境ボランティアサークル 亀の子隊	鈴木吉春	西の浜クリーンアップ活動・海の環境を学ぶ会	200,000円	200,000	39.4
2	NPOエコウインドネット	鈴木 裕	「エコの風おこそうかい！」事業	157,000円	154,000	36.2
3	「共生のまち」田原市を考える会	伊藤 淳	「共生のまち」田原を考えるフォーラム	151,000円	151,000	32.6
3	あつみNPOネットワーク	森下静子	「あつみNPOの集い 2010」	200,000円	198,000	32.6
5	特定非営利活動法人渥美虹の会	河上美智子	障害児者福祉啓発事業	105,000円	105,000	32.4
6	特定非営利活動法人ゆずりは学園	沓名智彦	手づくりリスで街づくり	200,000円	200,000	32
7	女性会議WIT ウィット	森下静子	～市民のライフアップセミナー～ 「女性のさまざまに発信が、互いを尊重し会える社会の実現に向かって」	160,000円	160,000	31.6
8	福江クリーンアップクラブ	木村弥富	福江地区クリーン大作戦	47,000円	47,000	31
9	たらめ会	井澤正光	「たはら里山の旅・大山編」の編集・発刊	200,000円	200,000	29.2
10	特定非営利活動法人うたた	中根昌子	アートによるノーマライゼーション推進事業 「アトリエーカーク」	97,000円	73,000	26.8
11	特定非営利活動法人渥美半島ハイキングクラブ	鈴木一敏	「雨乞山タコウダ展望クリーンハイキング 春」	60,000円	60,000	24.6
11	「アートコラボ・芸術は君のもの！」実行委員会	中根昌子	「アートコラボ・芸術は君のもの！」	160,000円	辞退	24.6
				1,737,000円	1,548,000円	

田原市の市民協働まちづくり事業補助金

【平成22年度】

〔 募 集 要 綱 〕 〔 事 務 局 原 案 〕

応募期間

平成22年3月1日～3月31日(水)必着

※または4月上旬まで

田原市市民環境部市民協働課

田原市の市民協働まちづくり事業補助金とは

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成２０年３月２６日条例第１号）第１９条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

１ 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

（１）市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

（２）事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

（対象１７分野）

- １ 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- ２ 社会教育の推進を図る事業
- ３ まちづくりの推進を図る事業
- ４ 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- ５ 環境の保全を図る事業
- ６ 災害救援活動事業
- ７ 地域安全活動事業
- ８ 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- ９ 国際協力の活動事業
- １０ 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- １１ 子どもの健全育成を図る事業
- １２ 情報化社会の発展を図る事業
- １３ 科学技術の振興を図る事業
- １４ 経済活動の活性化を図る事業
- １５ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- １６ 消費者の保護を図る事業
- １７ 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の

2 対象外となる事業

- ・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。
- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 平成23年2月末までに完了しない事業
- (11) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (12) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

3 応募団体の要件

- ・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。
- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（住所・氏名・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 申請時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体
- (5) 公開審査（4月）及び事業報告会（3月）に出席できる団体

4 応募できない団体

- ・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受け

ている団体又はその構成員の統制下にある団体

(3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体

(4) 公序良俗に反する団体

(5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要なとなる専門家(相談、指導など)及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金	記念品、手土産代等 団体会員への謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	外部講師の食事代 会議等の茶菓子代	団体構成員への食事代
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料
委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	もっぱら対象事業に使用する3万以下の備品購入費	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないと認めた経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

- ・ 補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。
- (1) 補助対象経費が40万円以下の場合・・・補助対象経費の2分の1
補助対象経費が40万円を超える場合・・・20万円
ただし、補助対象活動によって得た収入と補助金交付予定額の合計が、補助対象経費を上回る場合は、その超過分を補助金交付予定額から減額します。
- (2) 補助金の交付額は、1,000円未満を切り捨てた額とします。
- (3) 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。
- (4) 複数年度にまたがる同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長3回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・ 提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。
- (1) 書類審査
 - ・ 市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。
- (2) 公開審査
 - ・ 書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
 - ・ 公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
 - ・ 審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
 - ・ 公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
 - ・ 公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。**また、規定点数（20点以上）を設けています。**
規定点数を超えない応募事業についても補助対象とはしません。
 - ・ 審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

(審査点数)

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

(注) 公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(公開審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か	10点
必要性	・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか (どういった課題のために、誰のために) ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか	10点
連携性	・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか	5点
先駆性	・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・ 積算の精度 (申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か) ・ 費用対効果 (事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか)	5点
発展の可能性	・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	5点
実現の可能性	・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか (あいまいな点、決まっていない事が多くないか)	5点
自立継続性	・ 自己資金調達の努力をしているか (寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性) ・ 自立に向けた事業の継続性があるか	5点

8 活動成果の報告会

・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。**なお、年度途中に中間報告をお願いする場合があります。**

9 その他

・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

・補助金の交付は、翌3月に行なう成果報告会を経た後となります。なお、早い段階で事業が完了した団体で実績報告が提出され、適正であった場合、速やかに交付することとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（**3月1日から3月31日**まで）※又は4月上旬まで
- 2 制度説明会（**3月 日**）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（**4月上旬**）
- 4 公開プレゼンテーションによる審査（**4月中旬**）…（審査会委員）
- 5 審査結果の通知（市から通知）（**4月下旬**）
- 6 交付申請書の提出（認定された場合の本申請）（**4月下旬**）
- 7 交付決定の通知（**5月上旬**）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年2月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（3月上旬まで）
- 11 事業報告会（**3月中**）・・・（審査会委員）
- 12 交付の確定の通知（**3月下旬**）
- 13 交付請求書の提出（**3月下旬**）
- 14 補助金の振込み（4月下旬まで）

《申込み・問合せ先》

田原市 市民環境部 市民協働課

田原市田原町南番場30番地1 市役所南庁舎2F

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

Email: kyoudou@city.tahara.aichi.jp

※申し込みは、直接持参を基本としますが、メール、郵送、ファクシミリ可とします。
この場合、市民協働課が申請を受付けた時点で、受領確認の連絡を入れさせていただきます。連絡先等を明記していただき、受領の確認がない場合は、申請者から市民協働課まで問合せください。

市民提案型の協働事業の進め方（案）

～ 行政活動における協働の推進 ～

田原市の市民協働まちづくり方針（以下「協働方針」という。）に従い、市民提案型の協働事業の実現に必要な事項を確認・整理し、次の手順により実現を図ります。

1. 行政活動における協働事業の方向性の確認

協働方針「指針その2 行政参加・協働の推進」の（2）行政活動における協働のあり方として、『市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行く』こととし、具体的に次の5つの取組を掲げています。

a. 地域コミュニティ団体との協働（委託）

- 市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や、予め年間の依頼事項を提示するなど、負担軽減を検討します。
- 地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

- 地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

c. 特定業務の外部委託（市指定委託）

- 指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

意見1 実際に利用する団体等が主体となって、施設を管理運営（受託）することにより、施設利用の向上を図れるのではないか（指定管理者制度を活用）。

d. 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

- 市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果・確認などの仕組みを検討し、早期実現を図ります。

意見2 市民・団体・事業者が、それぞれ身近な道路の除草などの管理を行うことで、まちづくりに貢献する仕組みづくりが必要と考える。

意見3 事業内容によっては、委託事業よりも補助金の方が自由に活動できるのではないかと。

e. 様々な協働方式の導入

- 業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入に取り組みます。

意見4 緑のまちづくりのように、市が花の苗を育て、市民・団体等が定植・管理を分担して進める形が良いのではないかと。

意見5 環境美化や交通安全など、市民・市民活動団体・事業者が幅広く連携した取り組みでは、参加者自身の意識改革に効果があると思う。

意見6 市民協働を定着させるためには、以前行われていた町民体育祭のように、地域が競い合うイベントを行い、地域内と市全体の連帯意識を築く必要があると思います。

意見7 実行委員会方式のイベントでは、もっと市民団体に役割や責任を持たせた方が達成感のある内容になるのではないのでしょうか。

○PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）などの行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務実施を進めます。

意見8 田原市は、他の自治体に比べて、財政面で信用力が高く、PFIなど民間活力を導入した手法が実施しやすいと思う。

《補 足》

◇協働方針では、住民生活に身近な問題は、まず、自治会などの地域コミュニティによる対応を基本として、その上で、**個々具体的な分野では、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務について、市民提案型を含めた協働事業の取り組みを進めて行きます。**

◇市民提案型の取組における協働（委託）事業と補助事業の違い

- ・市民提案型の協働（委託）事業とは、本来、市が市民サービスの提供又は行政業務の管理として行うべき事業について、実施効果の維持・増加やコストの削減などの実現を前提に、市民・市民活動団体・事業者が提案するものです。
- ・また、「協働（委託）事業」は、本来、市が実施すべき性質の事業であることが前提となり、これに対して「補助事業」は、市民・市民活動団体・事業者の責任で行う活動において、その公益性を認めて市が支援するものであるという点で区分されます。
- ・しかし、本来、市が実施すべきものか、市民等が取り組むべきものかについては、単純に法律等だけで判断することは困難であり、その時点の市の施策推進の考え方などから総合的に判断しなければならない場合があります。
※例えば、外国人居住者対応や福祉対策などの細かい取り組みの部分では、どこまでが市民個人や事業者等の責任で、どこからが市の責任になるかは、個々の内容で判断せざるを得ません。
- ・そして、市民ニーズや社会構造の多様化に伴って、市がやるべきか、市民等でやるべきかを判断しがたいが、地域社会に必要と認められる取組を、市民と行政が協力して実施する「協働」が必要となってきました。
- ・なお、行政の財務上では、「委託」又は「補助」のいずれかに分類せざるを得ないために、今のところ市民提案型の委託事業と市民提案型の補助事業を別々に行うこととなります。（財務上、「協働」という予算分類が必要となって来ているのかもしれませんが。）

※補完性の原則から言えば、個人・地域コミュニティ・各分野の市民団体では対応できない公益活動を行政（市等）が対応することとなりますが、市民等が対応できない理由には、手段の有無、経済的理由など様々なものがあり、どの場合に市が対応すべきかを一概に判断することはできません。

2. 行政活動における協働事業の整理

市民提案型の協働事業は、行政活動として、これまで市が直接実施してきた業務（職員が行っていた業務等）、外部に発注することで実施してきた業務（委託業務、補助事業を含む）のほか、いままで業務の対象としていなかった取組が対象となります。

○市の全体事業費 316 億 5 千万円（平成 20 年度一般会計当初予算）のうちで、市が直接実施する業務が 3 分の 2、外部に発注する業務が 3 分の 1 を占めています。

※平成 21 年度一般会計当初予算額は 287 億 5 千万円

○また、外部発注業務（約 112 億円）の内訳では、工事 44 億円（39%）、**委託 36 億 7 千万円（33%）、補助金・交付金 15 億 6 千万円（14%）、**負担金 15 億円（13%）、貸付金・出資金 1 億 2 千万円（1%）となっています。

○さらに、委託（36 億 7 千万円、1,109 件）の内訳は、次のとおりで、管理委託や業務委託などにおいて、地域コミュニティ団体や市民団体への委託が行われています。

・管理委託	202 件	11 億 789 万円	…	施設指定管理、施設管理運営、環境整備
・業務委託	314 件	13 億 1211 万円	…	事業運営、車両運行、専門資格業務、情報処理、 講座・イベント運営等
・調査設計委託	134 件	7 億 3101 万円	…	測量・設計・管理等、調査・検査等、計画
・保守点検委託	290 件	3 億 4235 万円	…	設備等保守点検
・清掃委託	135 件	1 億 3455 万円	…	施設等清掃
・警備委託	34 件	4139 万円	…	施設等警備

3. 市民提案型の協働事業の実現までの手順

（1）市民提案型協働事業の形態

① テーマ提示型による業務委託

市の各施策における市直接業務、外部発注業務のうちで、市民・市民活動団体・事業者に委託した方が、効果の向上又はコスト低減が実現できる分野の業務を、市側（各課）でリストアップし、公募又は入札により決定した実施者と委託契約を締結します。

*** 課題 1 *** まず、現在の業務について、実施方法や委託先の妥当性、それによる効果等を検証する必要がある。

*** 課題 2 *** 特定団体への業務委託や活動支援を通じて実施してきた業務を、毎年度又は複数年度の公募や入札による契約にすることのメリット・デメリットを整理する必要がある。

② 自由提案型の業務委託

市の各施策において、市直接業務、外部発注業務に加えて、これまで行われていなかった取組についても、市民・市民活動団体・事業者側から、これらの団体が実施した方が効果の向上又はコスト低減が実現できる業務の提案を求め、市（各課）においてその内容を確認した上で、公募又は入札により決定した実施者と委託契約を締結する。

- *課題3* どの分野で提案があるか予測不可能であるために、予め当年度に予算計上することができないため、実施は事業の提案があった翌年度以降となる。
- *課題4* 最終的な実施事業については、公募又は入札を行うために、事業の提案者が必ずしも実施者とはならない。
- *課題5* 補助事業で実施されている活動と、委託事業で提案を受ける業務との区分が難しく（本来、行政と市民のどちらが実施すべきかの判断がつかない）、市の各課が自らの取り組むべき内容であると判断しないと予算が確保されない。

(2) 具体的な実施手順の案

① 市業務の見直し

市で実施しているすべての業務について、事務事業評価等により、市民・市民活動団体・事業者へ委託して行った方がよいもの（テーマ提示型事業候補）をリストアップします。
また、各施策において、補助事業と委託業務の区分（境界線）を整理・明確化します。

◆実施期間◆ 平成21年10月 ～ 平成21年12月

② 委託業務等の検証、協働（委託）事業の仕組み検討

現在の委託業務の委託先選定、委託内容等について検証し、公募の可否を検討します。
また、テーマ提示型・自由提案型を含めた委託事業の仕組み（要綱等）を整理します。

◆実施期間◆ 平成22年1月 ～ 平成22年3月

③ 自由提案の受付・確認

市民・市民活動団体・事業者から協働事業のテーマ・実施内容を募集し、施策における有効性等を各担当課において検討します。

◆実施期間◆ 平成22年5月 ～ 平成22年8月

④ 公募テーマの抽出・予算措置

②、③により、公募テーマを決定するとともに、担当課において実施方法等、事業費の積算等を行い、平成23年度予算を計上します。※補助金との関係整理

◆実施期間◆ 平成22年8月 ～ 平成22年11月

⑤ 実施団体公募等の契約準備

新年度予算の内示後、各課において契約条件・仕様書等を作成し、実施団体の公募条項等を整理します。

◆実施期間◆ 平成23年2月 ～ 平成23年3月

⑥ 公募・事業実施

事業開始時期に応じて、公募・契約・事業実施します。

◆実施期間◆ 平成23年4月 ～

－ 以上 －

各自治体における市民提案型協働事業の取組事例

自治体名	豊橋市	豊川市	豊明市	豊田市	恵那市（岐阜県）	宗像市（福岡県）	豊中市（大阪府）
事業名	市民協働型 事業提案募集制度	市民活動団体との 協働事業	市民提案型 まちづくり事業	共働事業提案制度	行政提案型協働事業	市民サービス協働化 提案制度	提案公募型委託 及び協働事業提案
内容	○市が市民活動団体と協働で取り組むことで、解決するテーマを決めて、企画案を募集し、効果が期待できる事業を応募団体に委託して実施する。	○市が実施している事業或いは新規事業を、市民活動団体が実施することを提案し、効果向上が期待できる事業を委託、共催等の方法で実施する。	○市だけでは解決できない課題（市提示テーマと自由テーマ）について、市民活動団体の企画提案を、市の委託事業として実施する。	○市（各課）が市民活動団体と協力・連携して取り組みたいテーマに対し、市民活動団体に提案を求め、提案団体に実施して貰う。	○行政だけで解決できない課題を市が示し、協働事業として実施する市民活動団体等を募集する。	○市が直営実施している市民サービスについて、民間団体等が持つノウハウ・アイデアを生かした企画提案を求め、市の委託事業として実施する。	○市の行政課題を示し、市民活動団体等から企画提案を募集し、市の委託事業として実施する。 ○地域課題の解決のための市民活動団体からの提案を市が協働で実施する。
対象団体	○公益的社会貢献活動団体・NPO 法人、これに類する団体	○市民活動団体・NPO 法人、組織的に活動している団体	○非営利公益活動団体・NPO、ボランティア団体、町内会、老人会	○市民活動団体・NPO、ボランティア団体、自治区、コミュニティ会議	○市民活動団体・NPO 法人、ボランティア団体、自治会、企業等	○市民活動団体 ○民間事業者 ○コミュニティ運営協議会	○市民活動団体
募集条件	○事業費の上限額 ・平成２１年度３０～５０万円	○委託に限らず、共催や実行委員会、事業企画、業協力、情報など行政と一緒に取り組むこと活動	○事業費の上限額 ・平成２１年度１５万円 ○参加者負担金等の徴収可	○単年度事業であること	○事業に直接必要な経費	○単年度事業であること ○既存民間委託事業を除く（新規の提案のみ）	
実施手順	■市が募集テーマ発表 ・７月企画募集 ・９月応募者確定 ・１０月審査・事業決定 ・１１月内容・役割調整 ★翌年度実施	○随時募集 ◎当年度又は翌年度実施	■市が募集テーマ発表 ・５月企画募集 ・６月審査 ・７月委託契約締結・実施 ・２月完了報告・支払い ◎当年度実施	・２月テーマ検討 ・３月決定 ・４月提案募集（説明会） ・７月提案事業公開評価 ・９月協議・調整 ・３月予算化 ★翌年度実施	・２月テーマ提示・募集（随時受付・随時選考） ・協定書締結・事業実施 ・事業評価・公表 ◎当年度実施	・３月市直営事業公表・提案募集（市民活動団体） ・６月民間事業者提案募集 ・８月審査 ・１１月実施調整 ★翌年度実施	
事業の例	・多文化共生事業 ・青少年健全育成事業	・子育て支援講座 ・まちづくり推進活動	・在住外国人の日本語学習 ・水辺環境保全活動 ・高齢者いきがづくり	・一人暮らし高齢者対策 ・市民への情報提供 ・エコ活動	・防犯活動 ・家具転倒防止事業	・アンケート調査 ・韓国語翻訳 ・PR 冊子作成等啓発事業 ・花いっぱいコンクール	・条例等の啓発事業 ・外国語体験活動
備考	○公募提案型補助金制度もあり	・各課の協働事業調査結果公表 ○まちづくり事業補助金制度あり	※補助金と違う点は、人件費が参入できること。	○この制度のほか、国県その他から委託・補助を受ける団体は、それらと重複がないこと			○市民公益活動推進助成制度、提案公募型委託、協働事業提案の３本立てで推進している。

田原市社会活動災害補償制度(通称:ふれあい保険)について

1 趣旨

田原市では各種の地域社会活動を始め、余暇時間を利用した社会教育活動や社会福祉・社会奉仕活動、青少年健全育成活動等が市民のボランティアにより活発に行われています。これらの活動で、万一事故が起こった場合に市民を救済するため、平成5年度から「田原市社会活動災害補償制度」を導入しています。

2 社会活動に対する行政の役割

社会活動中に事故が発生すると、団体の指導者や責任者に求められる損害賠償額は高額で経済的負担が大きく、指導者も事故を心配するため団体の活動意欲が萎縮し、活動が後退してしまう例がしばしば見受けられます。

社会活動に対する行政の役割のひとつに、社会活動が活発に展開されるための環境づくりがあります。現在、田原市では活動者本人がその活動の範囲内で、各種の保険に加入しておりますが、田原市社会活動災害補償制度は、ボランティア活動者の賠償責任と、本人あるいは参加者の傷害事故を包含して田原市が損害保険に加入し、活動者の被る損害を田原市が一括救済するものです。

3 補償制度の対象となる活動(団体) ※5名以上の市民により組織された団体

- 校区コミュニティ協議会、自治会等が行なう地域社会活動
- 社会福祉・社会奉仕活動(社協ボランティア登録団体、老人クラブ連合会等)
- 青少年育成活動(子ども会、スポーツ少年団)
- 社会体育活動(体育協会)

※平成19年よりPTA、学校施設開放登録団体を本制度の対象外としている。

4 契約金額及び事故発生状況

(平成21年度9月末現在)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
契約金額	4,821,430 円	5,983,520 円	5,146,310 円
契約人口	66,611 人	66,634 人	66,612 人
事故発生件数 (※1)	傷害 101 件(65 件) 賠償 3 件(3 件)	傷害 71 件(50 件) 賠償 1 件(0 件)	傷害 48 件(28 件) 賠償 6 件(3 件)

※平成19年度死亡事故あり

保険料の算定は、補償内容、被保険者数(人口)及び事故率(過去の事故件数)により算出され、1年ごとに契約している。

※1 括弧内の件数はスポーツ活動団体からの申請件数

5 各事業における保険の加入状況

行事名	活動・対象者	制度名
市主催・共催事業	総合防災訓練、選挙投票など	全国町村会総合賠償制度
介護予防事業教室	参加者	レクリエーション保険
健康福祉事業協力員	食生活改善推進員、健康推進員など	保健福祉事業協力員団体傷害保険
里山保全アドバイザー	里山アドバイザー参加者	レクリエーション保険
総合学習等指導協力者	総合的学習の講師など	学習指導協力者災害補償
PTA 活動	PTA の活動	PTA 団体傷害・賠償責任保険
スポーツフェスティバル	参加者	レクリエーション保険

(※一部抜粋)

田原市社会活動災害補償制度は、市等に登録している 5 名以上の団体が行なう社会活動における事故が対象となっており、市民の不特定多数が参加する市主催事業における事故等の補償については、全市民を対象に全国町村会総合賠償制度に加入し救済している。しかし、補償内容が 6 日以上通院しないと保険が支給されない、また、補償保険金が低額あることから、必要に応じて各事業担当課において個別に保険に加入している。

6 今後の社会活動災害補償制度の取扱いについて

改善点①

体育協会加盟団体のスポーツ活動中に起きた事故について補償制度の対象としているが、もともとスポーツを目的に活動している団体の活動中に起きる事故については、それぞれの団体・個人が独自に傷害保険に加入するべきと考える。

【案①】スポーツ活動の競技を目的として組織されている体育協会やスポーツ少年団の加盟団体が行なうスポーツ活動に参加している人の事故は対象外とする。

改善点②

現在、子ども会、スポーツ少年団による青少年育成活動について補償制度の対象としているが、田原市では中学生までの医療費は市が負担している。医療費の実費負担の伴わない子どもに対して本制度の対象とする必要があるのか。

【案②】医療費の実費負担が伴わない子ども会、スポーツ少年団が行なう活動に参加している人の事故は対象外とする。

※改善点①・②共に、ボランティアの指導者については、賠償責任を問われるケースが出てくる可能性があるため、ボランティア指導者を登録制とし、賠償責任のみ対象としたい。また、スポーツ少年団、子ども会で行なわれる奉仕活動中(清掃活動・花壇整備等)の事故については、指導者の賠償責任と併せて傷害事故についても対象としたい。なお、保険を適用する子ども会は、市子ども会連絡協議会に登録している子ども会のみとする。

改善点③

社会福祉協議会にボランティア登録している団体を補償制度の対象としているが、登録要件が特になく、団体の中には趣味的な活動団体も見受けられる。また、これまでボランティア登録団体の活動については、ほぼ全面的に補償制度の対象としている。

《実例》ボランティア登録している団体の会員が市外におけるハイキング中、転倒し手を付いた際、指の付根を骨折した事故についても市が保険料を負担する本制度の対象となっている。

【案③】⇒ボランティア登録団体による、本来の社会公益活動については、従来どおり補償制度の対象とするが、団体の親睦を目的とする活動等、社会公益活動と判断できない活動については、保障制度の対象外とする。

※社会福祉協議会が推奨(ボランティア登録時に加入推進)しているボランティア活動保険あり。ボランティア保険 年間300円(社会福祉協議会100円負担、実費200円)

7 近隣市の状況について

平成 21 年度		田原市	豊橋市	豊川市
契約金額		5,146,310 円	8,374,170 円	3,199,040 円
契約人口		66,612 人	385,137 人	164,359 人
傷害補償	死亡補償	500 万円／人	200 万円／人	200 万円／人
	後遺障害	15～500 万／人	6～200 万／人	6～200 万／人
	入院補償	5,000 円／日	3,000 円／日	3,000 円／日
	通院補償	3,000 円／日	2,000 円／日	2,000 円／日
賠償責任補償	身体賠償 (上限)	1 名 1 億円 1 事故 1 億円	1 名 6000 万円 1 事故 3 億円	1 名 6000 万円 1 事故 3 億円
	財物賠償 (上限)	1 事故 1 億円	1 事故 1000 万円	1 事故 1000 万円
	自己負担	1 千円	1 万円	1 万円
事故件数	19 年度	101 件	—	54 件
	20 年度	71 件	—	62 件
	21 年度	48 件	86 件 (※1)	50 件

※1 豊橋市は平成 21 年度より実施。

【参考】

スポーツ活動

地域、職域、学校などを問わず、スポーツ活動の競技を専らの目的として組織された団体の管理下での事故は対象となりません。つまり、体育協会やスポーツ少年団の加盟団体が行なうスポーツ活動に参加している人の事故は対象外となります。【豊橋市・豊川市】

青少年育成活動

単に親睦を目的とする活動は対象とならないが、子ども会行事の「クリスマス会」や「お楽しみ会」などは、青少年健全育成活動であるため対象となります。【豊川市】

※ただし、豊川市では治療にかかる自己負担がない場合は対象とならない。

各地区やサークルで行われるスポーツ・文化活動やボランティア活動などの社会活動は、明るく住みよいまちづくりにとても大切なものです。

しかし、このような活動で心配なのが、ケガや事故です。

田原市では、皆さんに安心して活動していただけるように社会活動中のケガや事故に備えるための補償、「田原市社会活動災害補償制度」を整備しています。

この補償制度の加入者は市民の方すべて、そして保険料は全額市が負担します。

補償の対象になるもの

- 校區コミ・自治会としての市行事への参加
市等主催の防災訓練、市民まつり、スポーツ大会など
- 校區コミ・自治会の地域社会活動
防犯活動、非行防止活動、防火・防災活動、清掃活動、交通安全活動、市民館の各種活動、運動会、盆踊り、自治会の祭りなど
- 社会福祉・社会奉仕活動
市等（ボランティアセンター含む）への登録による社会福祉施設での援助活動、リハビリ訓練への手伝い、在宅老人・心身障害者のホームヘルプなど
- 青少年育成活動
自治会組織の一部である子供会活動など
- 社会教育・社会体育活動
市等への登録によるスポーツ・レクリエーション活動（スポーツの大会、体育祭など）、文化活動（料理、茶華、手芸など）

ご注意ください

- 活動の対象
原則として、田原市民で構成された5人以上のグループ（校區コミ、自治会、その他市などに登録された団体等）が行う社会活動が対象です。詳しくは市民協働課に問合せください。
- 次のものは除外されます
▽営利を目的とした活動
▽企業、政治、宗教団体等の活動
▽地震、洪水、津波などの自然災害
▽活動者などの故意によるもの
▽細菌性食中毒によって生じた事故
▽他覚症状のないむち打ち症（頸部症候群）、腰痛
▽自動車事故による賠償責任保険（傷害保険は対象です）。

補償制度の利用について

- 校區コミュニティ協議会及び自治会については、事前の届出は不要です。
- グループは、事前に各担当課で保険対象団体であるかどうかを確認してください。

事故がおきたら14日以内に届出をしてください

- 補償対象となる活動中に、ケガや事故が発生したら、すぐ（14日以内）に行事や団体を所管する市役所の担当課、又は市民協働課までご連絡ください。
- 他の保険に加入している場合は、両方に請求できます。
- 請求の際には、領収書（又はお薬手帳等通院が確認できるもの）が必要になります。

補 償 内 容

■賠償責任補償

（主催者や指導者が法律上の賠償責任を問われた場合）

身 体 賠 償	1事故	最高	1億円
財 物 賠 償	1事故	最高	1億円

※各賠償とも免責金額1,000円

■傷害補償

（行事の指導者や参加者が傷害を受けた場合）

死亡の場合	1人	500万円
後遺障害の場合	1人	15～500万円
入院の場合	1日	5000円 (事故の日から180日まで)
通院の場合	1日	3000円 (事故の日から180日以内の通院で90日まで)

<問い合わせ・連絡先>

田原市役所 市民協働課 Tel.23-3504

行事・団体は市役所各担当課

